

指名停止等の運用状況一覧表

(期間：令和6年4月～)

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
1	株式会社有電社	東京都渋谷区千駄ヶ谷1丁目5番6号	令和6年4月10日から令和6年7月9日まで(3ヶ月) 滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県	不正又は不誠実な行為 株式会社有電社は、当局発注の「光学ユニット(FHU-31)3個外3点購入」において、令和5年9月8日付けで契約を締結していたが、令和6年3月15日に契約解除の申出書を提出した。そのため、令和6年3月25日付けにて、当局より契約を解除した。 以上のことは極めて不誠実な行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。
2	京都土木株式会社	京都府京都市伏見区羽束師志水町181-1	令和6年4月19日から令和6年8月18日まで(4ヶ月) 大阪航空局管内	建設業法違反行為 京都土木株式会社は、完成工事高を過大に計上して得た経営事項審査結果(令和4年3月31日審査基準日)を複数の公共工事の発注者(京都府、京都市及び国土交通省近畿地方整備局)に提出して入札参加資格を得ていたことが分かった。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、同条第3項の規定により、京都府知事から監督処分(営業停止45日間)を受けた。 また、専任を要する工事の監理技術者等に営業所専任技術者や他工事で専任を要する監理技術者を配置していた。これらのことが、それぞれ建設業法第26条第3項に違反するとして、同法第28条第1項の規定により、京都府知事から指示処分を受けた。 以上のことは、極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

3	中部電力株式会社	名古屋市東区東新町1番地	<p>令和6年4月26日から令和6年6月25日まで(2ヶ月)</p> <p>大阪航空局管内</p>	<p>独占禁止法違反行為</p> <p>中部電力株式会社、中部電力ミライズ株式会社、東邦瓦斯株式会社は、愛知県・岐阜県及び三重県の東邦瓦斯供給区域に所在する23箇所の大口需要家が発注した都市ガスの見積もり合わせ等に関し、令和6年3月4日、公正取引委員会より独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定違反の認定を受けた。</p> <p>以上のことは、極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不相当であると認められるため。</p>
4	中部電力ミライズ株式会社	名古屋市東区東新町1番地	<p>令和6年4月26日から令和6年6月25日まで(2ヶ月)</p> <p>大阪航空局管内</p>	<p>独占禁止法違反行為</p> <p>中部電力株式会社、中部電力ミライズ株式会社、東邦瓦斯株式会社は、愛知県・岐阜県及び三重県の東邦瓦斯供給区域に所在する23箇所の大口需要家が発注した都市ガスの見積もり合わせ等に関し、令和6年3月4日、公正取引委員会より独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定違反の認定を受けた。</p> <p>以上のことは、極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不相当であると認められるため。</p>

5	東邦瓦斯株式会社	名古屋市熱田区桜田町19番18号	<p>令和6年4月26日から令和6年6月25日まで(2ヶ月)</p> <p>大阪航空局管内</p>	<p>独占禁止法違反行為</p> <p>中部電力株式会社、中部電力ミライズ株式会社、東邦瓦斯株式会社は、愛知県・岐阜県及び三重県の東邦瓦斯供給区域に所在する23箇所の大口需要家が発注した都市ガスの見積もり合わせ等に関し、令和6年3月4日、公正取引委員会より独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定違反の認定を受けた。</p> <p>以上のことは、極めて重大な不正行為であり、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不相当であると認められるため。</p>
6	株式会社宮西土建	香川県高松市香川町大野798-4	<p>令和6年5月10日から令和6年8月9日まで(3ヶ月)</p> <p>大阪航空局管内</p>	<p>贈賄</p> <p>令和6年4月3日、株式会社宮西土建の代表取締役は、高松市の舟岡池土地改良区が発注した同市の水路や農道の改修工事にかかる指名競争入札において、同土地改良区の理事長に対し、自社が受注できるよう便宜を図ってもらう見返りに現金53万円を渡したとして、土地改良法違反(贈賄)の疑いで逮捕された。</p> <p>以上のことは、極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第3号イ(贈賄)に該当し、当局の契約相手方として不相当であると認められるため。</p>

7	日管株式会社	静岡県浜松市中区池町220番地の4	<p>令和6年5月24日から令和6年8月23日まで(3ヶ月)</p> <p>大阪航空局管内</p>	<p>不正又は不誠実な行為</p> <p>日管株式会社の元取締役及び五建工業株式会社の使用人は、令和2年5～6月に行われた東京都千代田区発注の区立小学校・幼稚園の改築工事の一般競争入札を巡り、当時の区議から、最低制限価格に関する情報や入札参加業者数を入手し、入札の公正を害した。その後、日管株式会社の元取締役は、令和2年6～8月に行われた同区発注の区立児童館の改修工事など3件の工事の一般競争入札を巡り、当時の区議から入札参加業者名を入手し、入札の公正を害した。令和2年にあった2件の入札情報を入手した見返りとして、日管株式会社の元取締役は、飲食代約6万円と商品券10万円相当を提供し、五建工業株式会社は、自宅改修工事費約17万円を負担した。</p> <p>以上のことは、いずれも公訴時効(3年)が成立しているものの、極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>
8	フレアマン	新潟県新潟市秋葉区舟戸2-2-1	<p>令和6年6月5日から令和6年9月4日まで(3ヶ月)</p> <p>滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県</p>	<p>不正又は不誠実な行為</p> <p>フレアマンは、当局発注の「ケーブル・アンテナアナライザ I 型(ローデ・シュワルツ ZPH/02)1式購入」において、令和5年9月22日付けで契約を締結していたが、令和6年3月13日に契約解除の申出書を提出した。そのため、令和6年3月27日付けにて、当局より契約を解除した。</p> <p>以上のことは極めて不誠実な行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>

9	上田卓也	千葉県柏市松葉町7-33-9	<p>令和6年6月12日から令和6年9月11日まで(3ヶ月)</p> <p>福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県</p>	<p>不正又は不誠実な行為</p> <p>上田卓也は、当局那覇空港事務所発注の「令和6年度 与那国RAGサイト外2か所除草作業」及び「令和6年度 知念TACANサイト外1か所除草作業」において、令和6年4月1日付けで落札決定通知を受けていたが、令和6年5月9日に契約辞退の申出書を提出した。 以上のことは極めて不誠実な行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>
10	日本ゼネラルフード株式会社	名古屋市中区千代田5丁目7番5号	<p>令和6年7月12日から令和6年9月11日まで(2ヶ月)</p> <p>大阪航空局管内</p>	<p>独占禁止法違反</p> <p>公正取引委員会は、令和6年5月22日(水)、名古屋市が発注した中学校スクールランチ調理等業務の入札等において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為があったとして、当該業者らに対し排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>

11	葉隠勇進株式会社	東京都港区芝4丁目13-3PMO田町東10F	令和6年7月12日から令和6年9月11日まで(2ヶ月) 大阪航空局管内	独占禁止法違反 公正取引委員会は、令和6年5月22日(水)、名古屋市が発注した中学校スクールランチ調理等業務の入札等において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為があったとして、当該業者らに対し排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。
12	株式会社魚国総本社	大阪府中央区道修町1丁目6番19号	令和6年7月12日から令和6年11月11日まで(4ヶ月) 大阪航空局管内	独占禁止法違反 公正取引委員会は、令和6年5月22日(水)、名古屋市が発注した中学校スクールランチ調理等業務の入札等において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為があったとして、当該業者らに対し排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

13	メーカー株式会社	名古屋市守山区下志段味3丁目2302番地	令和6年7月12日から令和6年11月11日まで(4ヶ月) 大阪航空局管内	独占禁止法違反 公正取引委員会は、令和6年5月22日(水)、名古屋市が発注した中学校スクールランチ調理等業務の入札等において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為があったとして、当該業者らに対し排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。
14	株式会社ミツオ	名古屋市熱田区新尾頭3丁目4番25号	令和6年7月12日から令和6年11月11日まで(4ヶ月) 大阪航空局管内	独占禁止法違反 公正取引委員会は、令和6年5月22日(水)、名古屋市が発注した中学校スクールランチ調理等業務の入札等において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為があったとして、当該業者らに対し排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

15	コンパスグループ・ジャパン株式会社	東京都中央区築地5丁目5番12号	令和6年7月12日から令和6年8月11日まで(1ヶ月) 大阪航空局管内	<p>独占禁止法違反</p> <p>公正取引委員会は、令和6年5月22日(水)、名古屋市が発注した中学校スクールランチ調理等業務の入札等において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為があったとして、当該業者らに対し排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。</p> <p>以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>
16	日本トータルテレマーケティング株式会社	東京都渋谷区渋谷3丁目12番18号	令和6年7月30日から令和6年8月29日まで(1ヶ月) 大阪航空局管内	<p>不正又は不誠実な行為</p> <p>日本トータルテレマーケティング株式会社は、京都市から委託されていた新型コロナウイルスワクチン接種事業のコールセンター業務において、勤務実態のない80人分を虚偽申請し、およそ2,700万円だまし取った疑いで令和6年6月11日、コールセンターのセンター長をしていた元社員等が詐欺の疑いで京都府警に逮捕された。</p> <p>以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>

17	株式会社シンニチ	香川県高松市藤塚町3丁目13番12号	<p>令和6年7月30日から令和6年10月29日まで(3ヶ月)</p> <p>徳島県、香川県、愛媛県、高知県</p>	<p>不正又は不誠実な行為</p> <p>株式会社シンニチは、当局発注の「高知空港防護システムセンサー切り回し等工事」において、令和6年5月21日付けで契約を締結していたが、令和6年6月6日に契約解除の申出書を提出した。そのため、令和6年6月18日付けにて、当局より契約を解除した。</p> <p>以上のことは極めて不誠実な行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>
18	白井松器械株式会社	大阪府大阪市中央区森ノ宮中央1丁目19番16号	<p>令和6年8月21日から令和6年9月20日まで(1ヶ月)</p> <p>大阪航空局管内</p>	<p>不正又は不誠実な行為</p> <p>白井松器械株式会社の元社長ら2名は、令和5年3月、粉飾した決算報告書を銀行に提出し、最大5億円の融資を受ける契約を結んだなどとして、詐欺の容疑で令和6年5月30日に大阪府警に逮捕された。</p> <p>以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>

19	久富電設株式会社	岐阜県大垣市小野一丁目22番地1	令和6年9月20日から令和7年1月19日まで(4ヶ月) 大阪航空局管内	<p>贈賄</p> <p>久富電設株式会社の代表取締役(当時)が、令和4年2月14日、池田町長(当時)に対し、同町発注予定の工事において、自社に有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨のもとに、現金100万円を供与した。また、同年7月12日に同町が執行した温知保育園空調機設置工事に係る指名競争入札に関し、自社が落札できるよう池田町長(当時)と共謀の上、池田町長(当時)から秘密事項である指名業者の名前の教示を受けて落札した。</p> <p>このことについて、令和6年7月22日に贈賄罪及び公契約関係競争入札妨害罪で起訴された。</p> <p>以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第3号イ(贈賄)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>
20	有限会社海邦ベンダー工業	沖縄県糸満市西崎町5丁目14番地9	令和6年11月18日から令和7年2月17日まで(3ヶ月) 福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県	<p>不正又は不誠実な行為</p> <p>有限会社海邦ベンダー工業は、当局那覇空港事務所発注の「那覇空港事務所管制塔庁舎1階入口自動扉補助センサー取替作業」において、令和6年8月29日付けで見積書を提出し成立していたが、見積書記載金額の誤りがあったとして、令和6年9月18日に契約辞退の申出書を提出した。</p> <p>以上のことは極めて不誠実な行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>

21	三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地	令和6年11月29日から令和7年1月28日まで(2ヶ月) 大阪航空局管内	独占禁止法違反 公正取引委員会は、令和6年10月31日(木)、損害保険大手4社が価格カルテルや入札談合を繰り返したことについて、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為があったとして、当該業者らに対し排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。
22	損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	令和6年11月29日から令和7年1月28日まで(2ヶ月) 大阪航空局管内	独占禁止法違反 公正取引委員会は、令和6年10月31日(木)、損害保険大手4社が価格カルテルや入札談合を繰り返したことについて、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為があったとして、当該業者らに対し排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

23	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区大手町2丁目6番4号	令和6年11月29日から令和7年1月28日まで(2ヶ月) 大阪航空局管内	独占禁止法違反 公正取引委員会は、令和6年10月31日(木)、損害保険大手4社が価格カルテルや入札談合を繰り返したことについて、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為があったとして、当該業者らに対し排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。
24	株式会社半澤組	福井県坂井市三国町三国東6-5-13	令和6年12月18日から令和7年1月17日まで(1ヶ月) 大阪航空局管内	不正又は不誠実な行為 株式会社半澤組は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反に関われ、令和3年12月1日に福井簡易裁判所より同社代表者及び使用人が罰金刑の略式命令を受けた。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

25	株式会社金山組	兵庫県尼崎市武庫之荘3-8-6	<p>令和6年12月25日から令和7年3月24日まで(3ヶ月)</p> <p>大阪航空局管内</p>	<p>贈賄</p> <p>株式会社金山組の代表取締役が、阪神水道企業団発注の尼崎浄水場内の舗装補修工事の入札において、非公開の入札情報を教えてもらった見返りとして現金20万円を同企業団の主査に渡したことから、令和6年11月13日、兵庫県警察に贈賄の容疑で逮捕された。</p> <p>以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第3号イ(贈賄)に該当し、当局の契約相手方として不相当であると認められるため。</p>
26	株式会社佐藤渡辺	東京都港区南麻布1丁目18番4号	<p>令和7年1月10日から令和7年3月9日まで(2ヶ月)</p> <p>大阪航空局管内</p>	<p>公契約関係競売等妨害又は談合</p> <p>福島県石川町が発注した複数の公共工事を巡り、入札前に受注予定者などを決める「受注調整」をしていたとして、令和6年10月7日、水谷工業株式会社の従業員、株式会社福産建設の専務取締役及び株式会社佐藤渡辺の石川営業所長が、郡山区検に談合罪で略式起訴された。</p> <p>以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号ロ(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当し、当局の契約相手方として不相当であると認められるため。</p>

27	廣瀬建設株式会社	大阪府大阪市鶴見区横堤5丁目3番33号	令和7年1月28日から令和7年4月7日まで(10週間) 大阪航空局管内	<p>建設業法違反行為</p> <p>廣瀬建設株式会社は令和6年11月15日付けで建設業許可部局(大阪府)より以下の監督処分を受けた。</p> <p>①大阪市内の民間発注の工事において、建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けずに建設業を営む川田左官と下請契約を締結したことが、建設業法第28条第3項に該当するとして、大阪府より7日間の営業停止処分を受けた。</p> <p>②大阪市内の民間発注の工事において、建設業法第24条の8第1項及び第4項の規定に違反して、当該建設業者の下請負人であるA社、2次下請負人であるB者を施工体制台帳及び施工体系図に記載せず、C社、D者、E社、F社、G社、H社、I社、J者、K社、L者等の当該建設業者の下請負人との下請契約に係る同法第19条第1項及び第2項の規定による書面(請負契約書等)の写しを施工体制台帳に添付せず、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の2第1項第2号子及び同項第4号子に掲げる事項(いわゆる「作業員名簿」)のうち一部の下請負人の建設工事に従事する者に関する「社会保険の加入等の状況」などを記載しないなど、施工体制台帳及び施工体系図の一部の作成を怠ったことが、建設業法第28条第1項柱書及び同項第2号に該当するとして、大阪府より指示処分を受けた。</p> <p>以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。</p>
----	----------	---------------------	--	--

28	大林道路株式会社	東京都千代田区神田猿樂町二丁目8番8号	令和7年2月14日から令和7年3月13日まで(1ヶ月) 大阪航空局管内	建設業法違反行為 大林道路株式会社は、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。このことが、建設業法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、令和6年12月20日、関東地方整備局から監督処分(指示)を受けた。 以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。
----	----------	---------------------	--	---